

決済WG 2-3

既配付資料
(決済WG 1-3)

資 料

(前払式証票規制法等について)

平成20年5月16日
金融庁総務企画局

目次

・前払式証票規制法の概要	1
・前払式証票の定義	2
・前払式証票規制法の対象について	3
・前払式証票規制法の対象とならない資金前払型サービス	4
・前払式証票の発行状況	5
・前払式証票の記録媒体別の発行割合	6
・プリペイド決済市場規模	7
・前払式証票に係る発行保証金の還付事例	8
・銀行法と前払式証票規制法の比較	9
・参照条文等	10~12
・(参考)「プリペイド・カード等に関する研究会報告」(平成元年2月17日)	13

前払式証票規制法の概要

○ 前払式証票の規制等に関する法律(前払式証票規制法)は、「発行等の業務の適正な運営を確保することにより、前払式証票の購入者等の利益を保護するとともに、前払式証票に係る信用の維持に資すること」を目的として、平成元年に制定。

○ 「前払式証票」の定義(本法による適用範囲)

①対価を得て発行される、

②金額、物品・役務の数量等が記載(記録)された証票等であり、

③提示、交付その他の方法により、代価の弁済や物品の給付請求等に使用できるもの

(注)ただし、入場券や乗車券、発行日から6ヶ月以内限りに使用できるもの、国・地方公共団体が発行するもの等は除外。

○ 主な規制

(1)登録・届出制

・第三者型発行者については事前登録(財産的基礎、人的構成を満たすことが必要)。

・自家型発行者については、基準日(3、9月末)未使用残高が700万円を超えた場合に届出。

(2)発行保証金の供託等

・前受金保全措置として、基準日未使用残高が1,000万円を超えた場合、基準日未使用残高の2分の1以上の発行保証金を供託することを義務付け(金融機関等との保全契約によることも可)。

⇒ 発行者の倒産等により前払式証票が使用不可となった場合は、前払式証票の所有者に発行保証金を還付。

(3)その他

・発行者に対し、発行する前払式証票に発行者の氏名、住所、証票金額等、有効期限等を表示することを義務付け。

・帳簿作成・保存義務、報告書提出義務や、第三者型発行者に対する立入検査・業務改善命令等を規定。

○前払式証票の発行者は、前払式証票の購入者等の利益保護等を目的として、前払式証票発行協会を設立することができる旨規定。

前払式証票の定義

○前払式証票の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）（抄）

（定義）

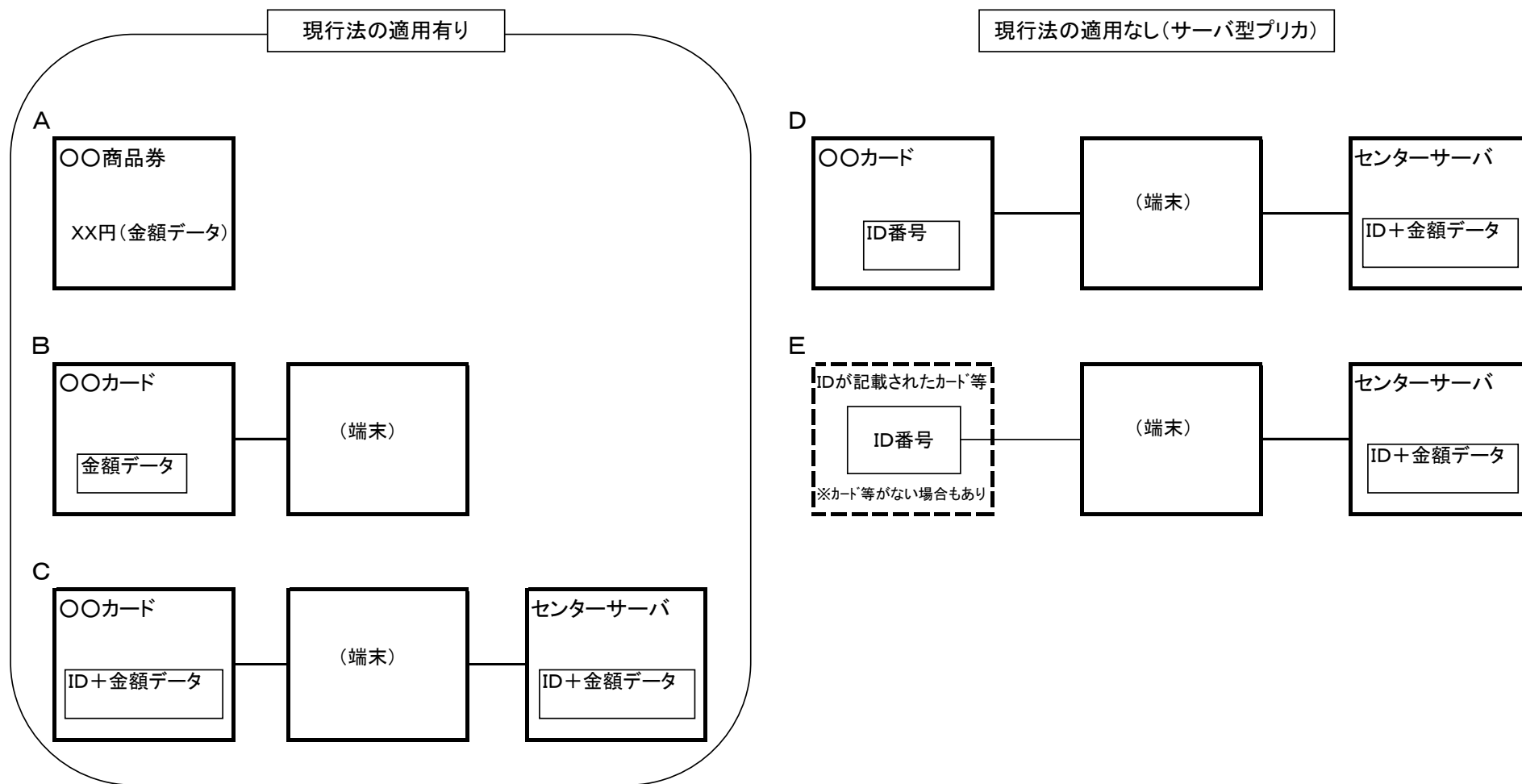
第二条 この法律において「前払式証票」とは、次に掲げる証票その他の物（乗車券、入場券その他の政令で定めるもの及びその発行の日から政令で定める一定の期間内に限り使用できるものを除く。）をいう。

- 一 証票その他の物（以下この項において「証票等」という。）に記載され又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下この項において同じ。）により記録されている金額（金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下この号及び第三項において同じ。）に応ずる対価を得て発行される証票等（電磁的方法により証票等に記録される金額に応ずる対価を得て当該金額の記録の加算が行われるものを含む。）であって、当該証票等の発行者又は当該発行者が指定する者（次号において「発行者等」という。）から物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために提示、交付その他の方法により使用することができるもの
- 二 証票等に記載され又は電磁的方法により記録されている物品又は役務の数量に応ずる対価を得て発行される証票等（電磁的方法により証票等に記録される物品又は役務の数量に応ずる対価を得て当該数量の記録の加算が行われるものを含む。）であって、発行者等に対して、提示、交付その他の方法により、当該物品の給付又は当該役務の提供を請求することができるもの

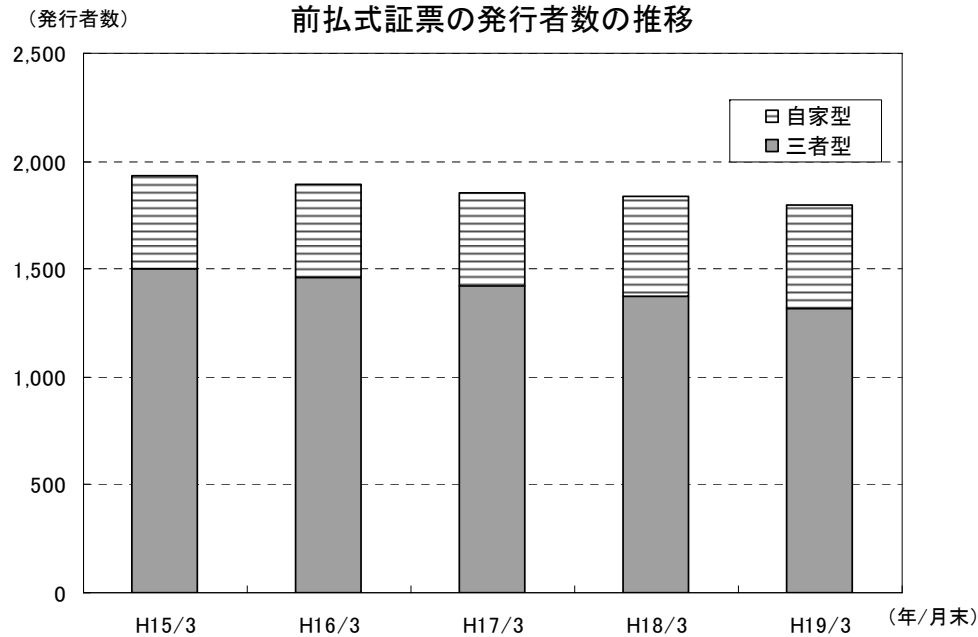
前払式証票規制法の対象について

前 払 式 証 票		
法律上の前払式証票（参考例）		法定除外のもの（参考例）
法第2条第1項第1号 金額が記載又は電磁的に記録されている 証票（度に換算する場合を含む）	法第2条第1項第2号 物品・役務の数量が記載又は電磁的に 記録されている証票 ※ただし、上記のうち金額換算で千円以下の証票につい ては、当分の間、供託義務等は適用されない（法附則第 7条第3項、令第5条）。	指定場 所等 ・乗車券、乗船券、航空券 令第1条1号 ・施設又は場所に係る入場券 令第1条2号 （併せて発行される施設利用券） （例）映画、演劇、園芸、音楽、スポーツ、 見せ物などの入場券、競馬場、競輪場、競艇場 美術館、遊園地、動物園、博覧会の場所 ・特定の施設・場所の利用者が 令第1条3号 通常使用する食券等 期間 ・6か月以内の期限のある証票 令第2条
商品券・ギフト券 図書券 テレフォンカード E d y Suica、ICOCA、PASMO nanaco、WAON	ビール券 酒券 米券 アイスクリーム券 カタログギフト	
法律の適用除外のもの（参考例）		
<ul style="list-style-type: none"> ・国が発行する証票 法第3条第1号（国又は地方公共団体が発行するもの） ・オッズカード（JRA） 法第3条第2号・令第4条2号 （国又は地方公共団体の100%出資法人が発行するもので政令に定めるもの） ・従業員向け証票 法第3条3号（自家型）・令第5条第1号（第三者型） ・健保組合員等向け証票 令第5条2号（従業員向け証票に類するもの） ・学生・学校職員向け証票 令第5条3号（従業員向け証票に類するもの） ・友の会買い物券 法第3条4号（他の法律で保全があるもの） ・商人間で使用される証票 法第3条5号 		

前払式証票規制法の対象とならない資金前払型サービス

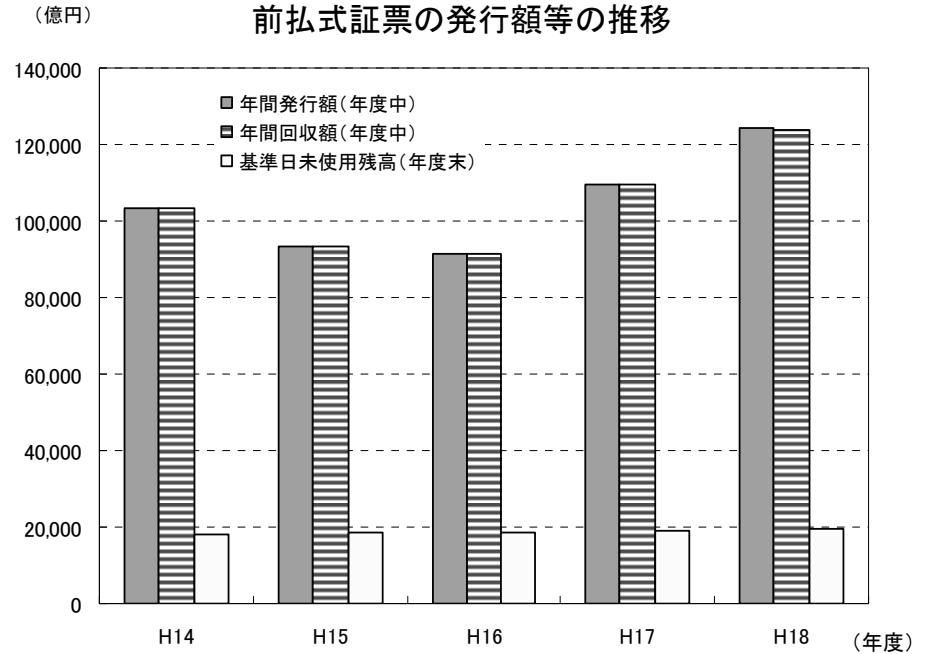


前払式証票の発行状況



(単位:発行者数)

	H15/3末	H16/3末	H17/3末	H18/3末	H19/3末
三者型	1,503	1,465	1,420	1,376	1,315
自家型	428	430	434	463	484



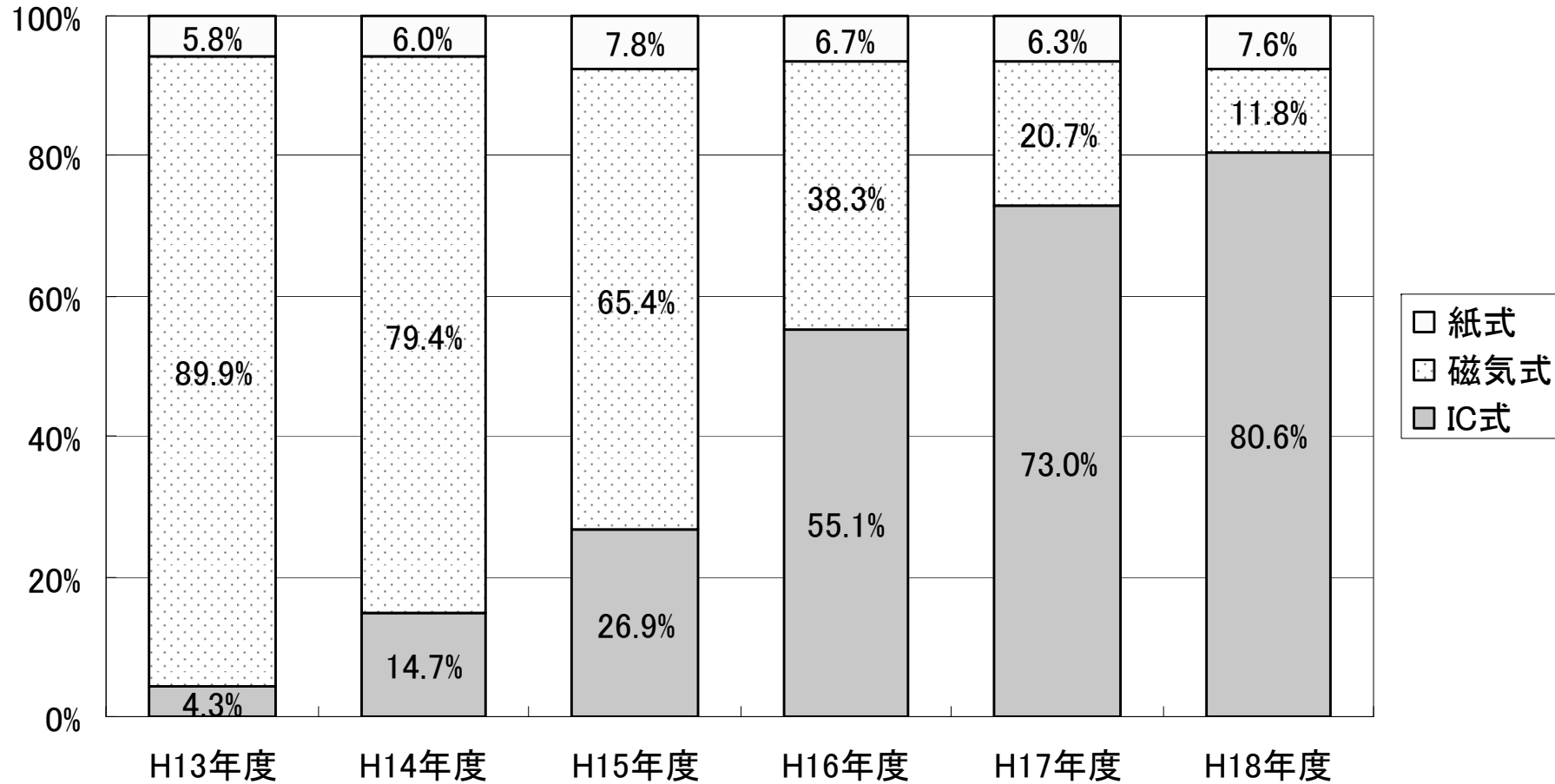
(単位:億円)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
年間発行額(年度中)	103,361	93,566	91,611	109,637	124,118
年間回収額(年度中)	103,236	93,251	91,408	109,435	123,751
基準日未使用残高(年度末)	18,028	18,363	18,552	18,955	19,427

(注)前払式証票規制法の対象となる前払式証票の数値の合計。

出所:(社)前払式証票発行協会

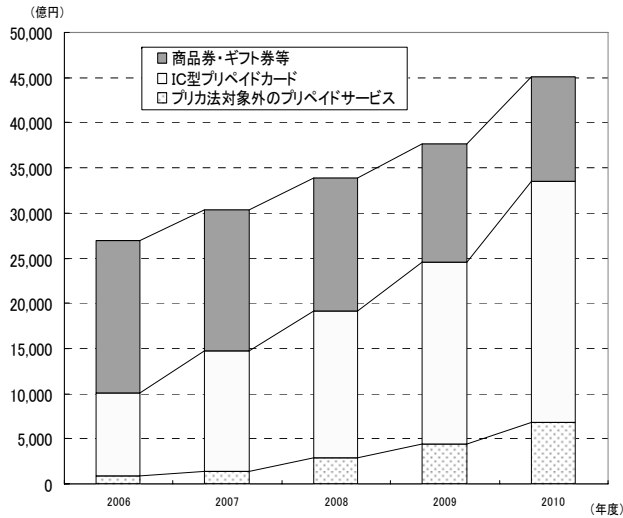
前払式証票の記録媒体別の発行割合



出所：前払式証票発行協会「第9回前払式証票発行事業実態調査統計」(平成18年度版)

プリペイド決済市場規模

(単位:億円)



決済方式	年度	実績				
		2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
商品券・ギフト券等		16,910	15,597	14,666	13,157	11,670
		—	92.2%	94.0%	89.7%	88.7%
IC型プリペイドカード		9,182	13,303	16,282	20,083	26,674
		—	144.9%	122.4%	123.3%	132.8%
プリカ法対象外のプリペイドサービス		846	1,433	2,879	4,427	6,797
		—	169.4%	201.0%	153.8%	153.5%
合計		26,937	30,333	33,828	37,667	45,141
		—	112.6%	111.5%	111.3%	119.8%

(出所)株式会社矢野経済研究所にて予測。

(注1) 上段:発行額、下段:前年度比。

(注2) 商品券・ギフト券等には、紙媒体のもの他、PETカード媒体のもの(図書カード、QUOカード)も含む。

出所：矢野経済研究所「プリペイド決済市場に関する調査結果」プレスリリース資料（2008年1月8日）

(注) 決済方式の項目について、出所資料を基に再構成。

前払式証券に係る発行保証金の還付事例

No.	(1) 配当表公示日	(2) 発行保証金 (千円)	(3) 申出等の総額 (千円)	(4) 配当の割合 (%)	(5) 申出人数 (人)
1	平成7年12月22日	8,765	3,864	100.0	388
2	平成8年1月10日	8,618	11,498	75.0	278
3	平成9年1月28日	25,754	6,643	100.0	346
4	平成9年8月5日	23,765	33,790	70.3	549
5	平成9年8月11日	15,199	11,054	100.0	617
6	平成9年10月3日	14,800	1,567	100.0	180
7	平成11年1月19日	10,444	694	100.0	114
8	平成12年1月6日	9,600	4,457	100.0	108
9	平成12年9月8日	14,034	2,949	100.0	368
10	平成12年9月13日	15,594	5,489	100.0	338
11	平成13年8月3日	218,272	166,273	100.0	8,535
12	平成13年10月1日	646,975	238,067	100.0	16,236
13	平成13年12月25日	214,715	232,250	92.5	10,167
14	平成14年1月30日	7,720	20,461	37.7	1,341
15	平成14年6月27日	21,500	399	100.0	73
16	平成14年8月20日	776,187	847,505	91.6	36,801
17	平成14年9月26日	14,837	9,532	100.0	613
18	平成15年2月3日	9,042	686	100.0	136
19	平成15年6月23日	5,887	4,290	100.0	457
20	平成16年1月30日	12,000	26,253	45.7	1,471
21	平成16年2月9日	14,850	1,162	100.0	143
22	平成16年8月24日	22,030	7,708	100.0	870
23	平成16年12月20日	48,055	6,472	100.0	549
24	平成17年8月29日	50,826	12,247	100.0	309
25	平成19年3月2日	72,929	21,782	100.0	3,429
26	平成19年3月7日	10,000	2,432	100.0	285
27	平成19年10月25日	8,490	46,883	18.1	1,628

(注1) 平成2年の前払式証券規制法施行以来すべての還付事例につき記載（平成20年3月末現在）。

(注2) 千円単位表示の計数については、百円の位を四捨五入して表示。％表示の計数については、小数点以下第3位を四捨五入して表示。

出所：官報を基に金融庁作成

銀行法と前払式証券規制法の比較

法律 事業者		銀行法 銀行	前払式証券規制法	
			自家型発行者（注）	第三者型発行者
資格		免許	届出 ※未使用残高700万円超の場合	登録
財産 規制	最低資本金	20億円	—	1億円（使用地域非限定） 1千万円（使用地域限定） ※公益法人等、指定非営利法人（農協等）は規制なし
	最低純資産	—	—	資本金額又は出資額の90%（公益法人等以外）、 1億円（公益法人等で使用地域非限定）、 1千万円（公益法人等で使用地域限定）、 0円（公益法人等で域通貨発行等の要件） ※指定非営利法人（農協等）は規制なし
	健全性基準	自己資本比率規制	—	—
組織 規制	機関	株式会社	—	法人
	子会社範囲規制	法定業種の子会社のみ保有可 ※原則として認可が必要	—	—
	議決権取得制限	子会社と合算して5%まで ※法定子会社除く	—	—
	株主規制	届出（5%超） 認可（20%以上）	—	—
業務 規制	兼業禁止・制限	原則禁止 ※法定他業を除く	—	—
	顧客資産保全等	— ※預金保険制度あり	発行保証金供託等 ※未使用残高1千万円超の場合	発行保証金供託等 ※未使用残高1千万円超の場合
検査 監督 規制	業務改善命令等	あり	—	あり
	役員等解任命令	あり	—	—
	報告徴収・資料提出命令	あり	あり	あり
	立入検査	あり	—	あり

（注）発行者以外から物品の購入等が可能な前払式証券であっても、当該販売者等が発行者と50%超の資本関係があるなど発行者と密接な関係を有する場合には、自家型発行となる。

参照条文等

1. 出資法2条（預り金の禁止）の条文

○出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第百九十五号)(抄)

(預り金の禁止)

第二条 業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない。

2 前項の「預り金」とは、不特定かつ多数の者からの金銭の受入れであつて、次に掲げるものをいう。

一 預金、貯金又は定期積金の受入れ

二 社債、借入金その他いかなる名義をもつてするかを問わず、前号に掲げるものと同様の経済的性質を有するもの

2. 預り金の該当要件

○事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）（抄）

「預り金」とは、同条第2項において、預金等と同様の経済的性質を有するものとされており、次の4つの要件のすべてに該当するものとされている。

① 不特定かつ多数の者が相手であること

② 金銭の受け入れであること

③ 元本の返還が約されていること

④ 主として預け主の便宜のために金銭の価額を保管することを目的とするものであること

参照条文等

1. 条文

○銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）
（定義等）

第二条（略）

2 この法律において「銀行業」とは、次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。

- 一 預金又は定期積金の受入れと資金の貸付け又は手形の割引とを併せ行うこと。
- 二 為替取引を行うこと。

第三条 預金又は定期積金等の受入れ（前条第二項第一号に掲げる行為に該当するものを除く。）を行う営業は、銀行業とみなして、この法律を適用する。

（営業の免許）

第四条 銀行業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、営むことができない。

（略）

2. 最高裁第三小法廷平13・3・12決定要旨

（裁判長裁判官金谷利廣 裁判官千種秀夫 裁判官元原利文 裁判官奥田昌道）

「銀行法2条2項2号は、それを行う営業が銀行業に当たる行為の一つとして『為替取引を行うこと』を掲げているところ、同号にいう『為替取引を行うこと』とは、顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行することをいうと解するのが相当である。」

参照条文等

○紙幣類似証券取締法（明治三十九年法律第五十一号）（抄）

第一条 一様ノ形式ヲ具ヘ箇々ノ取引ニ基カスシテ金額ヲ定メ多数ニ発行シタル証券ニシテ紙幣類似ノ作用ヲ為スモノト認ムルトキハ財務大臣ニ於テ其ノ発行及流通ヲ禁止スルコトヲ得
(略)

(参考)「プリペイド・カード等に関する研究会報告」(平成元年2月17日)

「また、第三者発行型では、いわば利用者があらかじめ資金を発行主体に預けておき、物品、サービスの需要が生じ給付があった時点で物品、サービス給付者への代金支払を指図しているのと同様の効果を持っており、当座預金による資金決済に極めて類似した機能を持つとも考えられる。この点で第三者発行型プリペイド・カードの発行主体は金融機関に類似していると考えられる。」